

平成 29 年 第 2 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 2 月 23 日 (木) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学
7 番 新垣 芳隆		9 番 徳元 加栄
	12 番 大小堀 旭	10 番 賀数 宏
	16 番 金城 勲	13 番 具志堅 繁光
	20 番 玉城 正智	14 番 長嶺 功
		17 番 大城 えり子
		18 番 大本 秀子
		21 番 金城 早苗
		22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

2 番 百次 仁一 6 番 島當 道広 8 番 玉城 信栄
11 番 玉城 秀則

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一

【議事録署名人】

20 番 玉城 正智 21 番 金城 早苗

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 10 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 11 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて
- 日程第 6 議案第 12 号 農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 7 議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

平成 29 年 第 2 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 2 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、2 番百次仁一委員、6 番島當道広委員、8 番玉城信榮委員、11 番玉城秀則委員から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくをお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 2 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 20 番玉城正智委員、21 番金城早苗委員です。次回調査委員が 6 番島當道広委員、7 番新垣芳隆委員、8 番玉城信榮委員となっています。よろしくをお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(17 件) 日程第 1 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (2 件) 日程第 2 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(8 件) 日程第 3 議案第 10 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件) 日程第 4 議案第 11 号 農地法第 3 条買受適格証明願いについて(1 件) 日程第 5 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(7 件) 日程第 6 議案第 13 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について(1 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 17 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番と 2 番は関連しております。1 番は国吉の 2 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権移転であります。

	す。3番から5番は関連しております。3番は伊原の1筆と大度の1筆で、贈与による所有権移転であります。4番は米須の1筆で、10年間の使用貸借権の設定であります。5番は米須の1筆で、10年間の使用貸借権の設定であります。次に3ページをお開き下さい。6番と7番は関連しております。6番は照屋の1筆で、贈与による所有権移転であります。7番は照屋の3筆で、4年間の使用貸借権の設定であります。8番と9番は関連しております。8番は与座の1筆で、3年間の貸貸借権の設定であります。9番は与座の1筆で、3年間の貸貸借権の設定であります。10番は与座の6筆で、贈与による所有権移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番と12番は関連しております。11番は真壁の2筆で、売買による所有権移転であります。12番は真壁の1筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。13番と14番は関連しております。13番は照屋の1筆で、売買による所有権移転であります。14番は照屋の4筆で、10年間の使用貸借権の設定であります。15番は阿波根の1筆で、売買による所有権移転であります。次に5ページをお開き下さい。16番は阿波根の1筆で、売買による所有権移転であります。17番は座波の1筆で、3年間の貸貸借権の設定であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第7号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請について2件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	では、7 ページをお開き下さい。1 番は米須の 2 筆で農地区分は第 1 種農地で、敷地拡張のための転用であります。2 番は大里の 3 筆で農地区分は第 1 種農地で、畑進入路兼駐車場への転用であります。以上です。
会長	それでは、現地調査の報告をお願いします。
調査員	今回は 3 名で調査して参りました。では 8 ページをご覧ください。 申請地は、第 1 種農地であるが、不許可の例外の「既存の施設の拡張」に該当すると判断しました。次に 10 ページをご覧ください。申請地は、第 1 種農地であるが、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、進入路兼駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは、皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 8 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 13 ページをお開き下さい。1 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。敷地拡張のための転用で、売買による所有権移転であります。2 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。敷地拡張のための転用で、売買による所有権移転であります。3 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であ

	ります。14 ページをお開きください。4 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。敷地拡張のための転用で、贈与による所有権移転であります。5 番と 6 番は関連しております。5 番と 6 番は真栄平の各 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。農家住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。7 番と 8 番は関連しております。15 ページをお開き下さい。7 番は照屋の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。駐車場への転用で、売買による所有権移転であります。8 番は国吉の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。駐車場兼資材置場で贈与による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。16 ページをお開き下さい。 申請地は、第 1 種農地ではありますが、不許可の例外の「既存の施設の拡張」に該当するため、敷地拡張は問題ないものと判断しました。次に 18 ページをお開き下さい。申請地は、住宅に囲まれた第 3 種農地であり、敷地拡張は問題ないものと判断しました。次に 20 ページをお開き下さい。申請地は、住宅に囲まれた第 3 種農地であり、一般住宅への転用は適当であると思われます。次に 22 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地ではありますが、不許可の例外の「既存の施設の拡張」に該当するため、敷地拡張は問題ないものと思われます。次に 24 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び原野、段差等に囲まれた第 2 種農地であり、農家住宅への転用は問題ないものと思われます。次に 26 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び原野、段差等に囲まれた第 2 種農地であり、農家住宅への転用は問題ないものと思われます。次に 28 ページをご覧ください。申請地は、住宅及び雑種地、墓地に囲まれた第 2 種農地であり、駐車場への転用は問題ないものと思われます。次に 30 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり、駐車場兼資材置場への転用はできないものと思われます。以上、ご審議をお願いします。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。

会長	それでは、議案第 9 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 10 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、32 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 10 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 11 号農地法第 3 条買受適格証明願いに ついて 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、36 ページをお開きください。1 番は与座の 1 筆 333 m²で、1 名 であります。以上です。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。

会長	それでは、議案第 11 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 12 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、39 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 28-98 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。28-99 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。28-100 は真栄平 2 筆と小波蔵の 2 筆、伊原の 2 筆で 10 年間の使用賃借権の設定であります。小菊の規模拡大であります。28-101 は座波の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。いんげんの新規就農であります。次に 40 ページをお開き下さい。28-102 は阿波根の 2 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。いんげんの新規就農であります。28-103 は北波平の 3 筆と武富の 1 筆で、10 年間の使用賃借権の設定であります。さとうきびの就農開始であります。28-104 は座波の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。農地中間管理事業推進であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願います。
委員	特になし。

会長	それでは議案 12 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案 13 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、42 ページをお開き下さい。28-7 は座波の 1 筆で、10 年間の賃貸借であります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 13 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 20 番 玉城 正智 21 番 金城 早苗

--	--

